令和７（２０２５）年度　第２回地域包括支援センター運営協議会　議事要旨

１　開催日時　　令和８（２０２６）年２月２５日（水）午後３時３０分から午後４時４５分まで

２　開催場所　　市役所４階　４-３、４-４会議室

３　出 席 者　　【委員：１０名】
阿部委員、杉本委員、山本委員、山田委員、松﨑委員、笠原委員、藤田委員、
小林委員、村田委員、品田（峰）委員
【事務局職員：１０名】
福祉保健部　宮川部長
介護高齢課　武本課長、金子（保）課長代理、金子（智）課長代理、曽田係長、
直井主任、伊藤主任、市川主査、遠藤主査、三五主任

４　会議資料
（１）令和７（２０２５）年度 第２回地域包括支援センター運営協議会 次第
（２）資料１－１　令和７（２０２５）年度 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価の調査結果について
（３）資料１－２　地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について
（４）資料２－１　令和８（２０２６）年度 地域包括支援センターの業務の委託について（案）
（５）資料２－２　令和８（２０２６）年度 地域包括支援センター委託先一覧（案）
（６）資料２－３　地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託について
（７）資料３－１　令和８（２０２６）年度 地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（案）
（８）資料３－２　令和８（２０２６）年度 地域包括支援センターの重点的活動（案）
（９）資料４　　令和７（２０２５）年度 生活圏域 担当職員一覧
（10）資料５　　令和７（２０２５）年度 地域包括支援センター事業評価結果について
（11）資料６－１　認知症地域支援・ケア向上事業について
（12）資料６－２　認知症初期集中支援推進事業について
（13）資料６－３　認知症初期集中支援推進事業フロー図

５　会議内容　事務局である武本課長が次第に沿って会を進行する。

（１）開会

（２）議事　阿部会長が次第に沿って議事を進行する。

承認事項

ア　令和７（２０２５）年度 地域包括支援センターの公正・中立性評価について

資料１－１、１－２に基づき、事務局が説明。

【意見・質疑応答】なし

（阿部会長）

承認してよろしいか。

※一同承認

イ　令和８（２０２６）年度 地域包括支援センター業務の委託について（案）

資料２－１、２－２、２－３に基づき、事務局が説明。

【意見・質疑応答】

（委員）

昨年度の本協議会で、日常生活圏域の高齢者人口に差がある状況だが、圏域設定や人員配置基準は今後検討したいとのことであった。その後の方針に変更はないか。また、今後の高齢者人口の推計値などを分析されていると思うが、地区ごとの推計値など公表できるものがあれば、併せて教えてもらえるとありがたい。

（事務局）

日常生活圏域の設定については介護保険運営協議会で諮る事項になる。平成１８（２００６）年度に地域包括支援センターが設置されてから、現在の５圏域という形で２０年やってきた経過がある。一般市民にも一定程度定着していることや民生委員や中学校の区割りともある程度一致していることなどから、圏域を変更することは難しいという印象を持っている。その中で、すべての包括支援センターに一律でお願いしている業務もあれば、コミュニティ単位でお願いしている業務もある。圏域内のコミュニティが多ければ負担も大きくなるため、その部分を調整していけたらと考えている。

また、高齢者人口の推移については、全体的に減少するという推計であり、その中でも、東圏域と西圏域の中央地区の減少幅が大きいという推計になっている。具体的な数字は第六次総合計画の中で資料として提示したい。

（委員）

この先も人口減少が進んでいけば、包括支援センターの統合などの可能性もあるのか。

（事務局）

高齢者人口に対して、包括支援センターを設置するという基本的な考えがあるため、そういう時期がいつかくるのだろうと考えている。

（阿部会長）

承認してよろしいか。

※一同承認

ウ　令和８（２０２６）年度 地域包括支援センター実施方針及び重点的活動について（案）

資料３－１、３－２に基づき、事務局が説明。

【意見・質疑応答】

（委員）

資料３－１、Ⅱの２、説明３行目「地域の住民」とⅢの１の⑵、説明４行目「地域住民」との表現の違いに意図はあるか。

（事務局）

文章文脈の中で表現を変えているものであり、特別な意図はないこととしてご理解いただきたい。

（阿部会長）

承認してよろしいか。

※一同承認

報告事項

エ　地域包括支援センター常勤換算法での職員配置について

資料４基づき、事務局が説明。

【意見・質疑応答】なし

オ　令和７（２０２５）年度 地域包括支援センターの事業評価結果について

資料５に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】

（委員）

この事業評価の目的について、国からインセンティブが付与されるものなのか。それとも、各市町村の平均を比較して業務を改善していくものなのか。

（事務局）

事業評価の目的は、地域包括支援センターが適正に運営されているかどうかを県や市町村が確認するという取組である。今回の評価指標の見直しにより、インセンティブとして交付金の一部に反映されるという項目も一部ある。

（委員）

設問に対してはどのような回答の種類があるのか。

（事務局）

「はい」「いいえ」で答えるものや、「はい」の中でも２種類から選択するものもある。他にも直接状況を入力するものや複数選択するものなど様々である。

（委員）

資料５の２ページ目分野５について、設問に対しては満たしていないとしても、市の方針に沿った対応はしているという解釈でよいか。

（事務局）

今回の見直しで新たに追加となった設問である。令和６（２０２４）年度の法改正により、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けることが可能になったことに対し、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の中で、包括支援センターが介護予防サービス計画の検証を行うというものである。ただし、具体的な検証方法は示されていないため、その部分が市町村の裁量であ

ると理解している。当市としては、初回の介護予防サービス計画書を提出いただいて、包括支援センターに確認するという方法をとっている。今回の評価指標には、更新時や任意抽出での検証について設問があるが、法改正には包括支援センターの負担軽減という趣旨もある中で、検証の業務が負担とならないよう、現段階では初回の介護予防サービス計画書のみを検証することとしている。

(委員)

資料５の２ページ目分野７の設問について、「多様な地域の社会資源」とあるが、包括支援センターやケアマネジャーの方に理解されていない資源も多いと感じる。サービス計画書に地域の社会資源を位置付けることが求められているのであれば、その資源との連携を深めていってもらいたい。

(委員)

地域の社会資源とは具体的にどのようなものを指すのか。

(事務局)

介護保険制度以外のサービスを指すもので、例えば、地域の茶の間などが該当する。サービス計画では、どうしても介護保険制度上のサービスをメインに考えてしまうが、そうではなく、元々地域にある茶の間などに足を運んで交流するというような内容をプランの中に位置づけてもらいたいというのがこの設問の趣旨と考える。

カ　認知症総合支援事業の活動報告について

資料６－１、６－２、６－３に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】なし

（３）事務連絡

・委員報酬等の支給日は３月１９日（木）の予定

・次年度も年２回の開催予定

（４）閉会